

第3章 河川浄化

第1節 生活排水対策

1 生活排水対策の現況

河川等公共用水域の水質汚濁の主な要因が、家庭の台所、浴室等から未処理のまま排出される生活排水であることから、河川浄化対策を推進する上で、生活排水対策が重要な課題となっています。

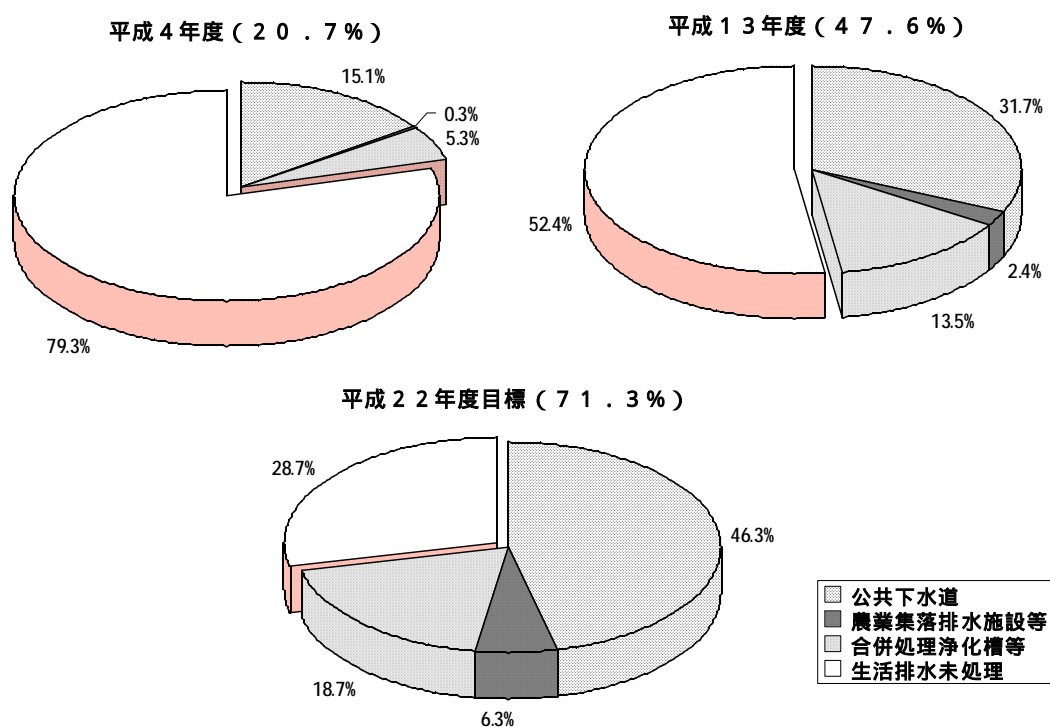
平成2年9月には水質汚濁防止法が改正され、生活排水対策重点地域の指定による重点的な取組など、生活排水対策の推進が規定されました。これを受け、平成3年8月に、都城市及び三股町の一部地域を「生活排水対策重点地域」に指定し、大淀川上流域の生活排水対策を行っています。

また、平成5年度には「宮崎県生活排水対策総合基本計画」を策定（平成10年3月改訂）し、広域的な観点から生活排水対策を総合的かつ計画的に推進してきました。平成13年度には、それに続く「第2次宮崎県生活排水対策総合基本計画」を策定し、生活排水対策のさらなる推進を図ることとしました。

この計画での生活排水対策の基本的な方向は、生活排水による河川等の汚濁の原因が県民自身にあることを県民が認識することを第一の目標に掲げ、そのうえで、『生活排水処理施設の整備』というハード面の対策と『県民啓発』というソフト面の対策の両面から推進することとしています。そしてこれらを「県と市町村」、「県民と行政」、「流域の上流と下流」など立場の異なる機関や人の連携により推進することとしています。

また、この計画では、平成22年度における県全体の生活排水処理率を71.3%に引き上げることを目標としています（図3-3-1、表3-3-1、図3-3-2）。

図3-3-1 生活排水処理率（県全体）

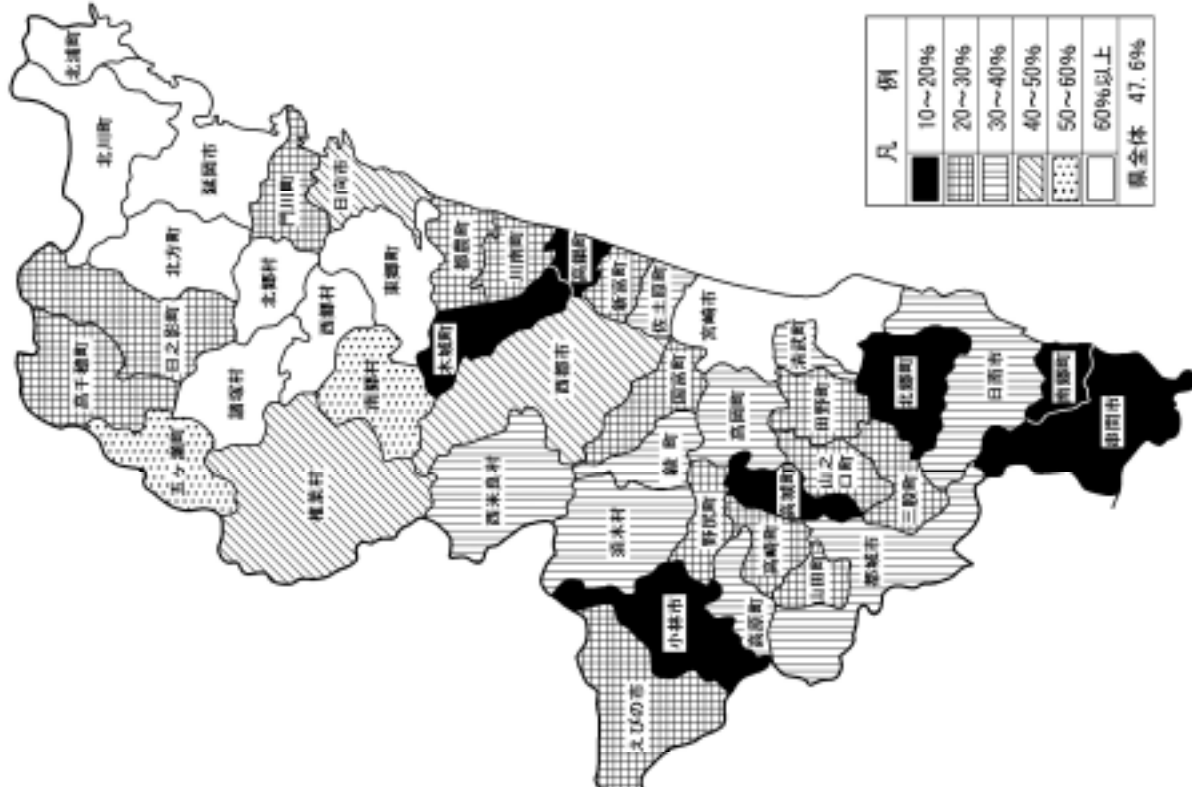


平成13年度市町村生活排水処理率

平成13年度市町村生活排水処理状況

市町村名	平成13年度人口		平成13年度生活排水処理人口		平成13年度生活排水処理率	
	人口	計	公共下水道	合併処理浄化槽等	公共下水道	合併処理浄化槽等
宮崎市	306,480	247,404	224,502	4,703	60.7%	73.2%
都城市	134,128	43,680	31,162	2,153	32.8%	1.8%
延岡市	126,350	78,725	68,749	2,989	62.2%	54.3%
日南市	46,789	14,592	10,685	0	31.2%	22.9%
小林市	41,017	5,339	443	793	13.0%	1.1%
日向市	60,101	29,342	22,813	0	48.8%	38.0%
串間市	24,007	2,672	397	2,275	11.1%	0.0%
西都市	36,049	15,385	11,053	985	42.7%	30.7%
えびの市	25,226	6,589	0	6,589	26.1%	0.0%
清武町	27,986	11,171	1,836	9,535	38.0%	0.0%
田野町	12,415	3,030	606	2,424	4.9%	19.5%
佐土原町	33,681	13,088	3,721	9,367	38.8%	11.1%
北郷町	5,438	905	543	255	16.0%	0.0%
三郷町	12,370	1,663	199	1,464	13.2%	0.0%
山之口町	24,661	6,931	1,051	5,880	28.1%	0.0%
高城町	12,715	2,015	1,424	591	26.9%	0.0%
高岡町	12,715	2,183	581	1,602	17.2%	0.0%
高輪町	8,750	2,574	946	1,628	29.4%	0.0%
高瀬町	11,755	3,482	139	3,343	29.6%	0.0%
高瀬町	11,844	3,510	403	3,107	30.1%	0.0%
野尻町	9,141	1,982	211	1,751	21.5%	0.0%
須木村	2,541	855	670	185	33.0%	0.0%
高岡町	13,064	4,453	248	4,205	34.1%	0.0%
西郷町	22,868	4,815	0	4,815	20.2%	0.0%
綾町	7,897	2,497	101	2,396	31.6%	0.0%
高鍋町	22,560	4,062	1,804	2,258	18.0%	8.0%
新富町	19,466	5,544	0	5,544	28.5%	0.0%
西米良村	1,512	505	246	259	33.4%	16.3%
木城町	5,685	805	0	805	14.2%	0.0%
川南町	17,926	4,592	888	3,704	25.6%	0.0%
都農町	12,681	2,537	0	2,537	20.0%	0.0%
門川町	19,641	5,011	0	5,011	25.5%	0.0%
東郷町	5,389	3,454	915	2,539	64.0%	0.0%
南郷町	2,726	1,901	403	1,098	55.1%	0.0%
北郷町	2,918	1,993	1,201	792	68.3%	0.0%
北郷町	2,164	2,011	575	1,436	92.9%	0.0%
北川町	5,141	4,045	721	3,324	78.7%	0.0%
北川町	4,963	3,644	0	3,644	73.4%	0.0%
北郷町	4,983	3,753	528	2,506	75.3%	10.6%
榑栗村	2,467	1,763	0	1,763	71.8%	0.0%
榑栗村	3,885	1,792	0	1,792	46.1%	0.0%
高千穂町	15,686	3,657	127	3,730	24.8%	0.8%
日之影町	5,604	1,633	234	1,399	28.1%	0.0%
五ヶ瀬町	5,201	2,873	0	2,873	55.3%	0.0%
県合計	1,185,510	564,559	375,838	27,943	47.6%	31.7%
県全体					47.6%	2.4%

(注)1 人口は、平成14年3月31日現在の住民基本台帳登録人口及び外国人登録人口による。
 2 農業集落排水施設等には農業集落排水施設を含む。
 3 合併処理浄化槽等にはコミュニティ・プラントを含む。



凡例
 10~20%
 20~30%
 30~40%
 40~50%
 50~60%
 60%以上
 県全体 47.6%

2 生活排水処理施設の整備

(1) 公共下水道

公共下水道は、公共水域の水質保全や生活環境の改善等を目的に、主として市街地における生活排水等を処理するものです。

公共下水道の建設及び管理は原則として市町村が行い、平成14年3月末現在で宮崎市外7市17町3村で事業を実施しています。

本県の下水道普及率は、平成14年3月末で38.6%と全国平均63.5%に比べて依然として低い状況にあるので、今後とも実施市町村における一層の整備促進と未着手市町村の早期着手を図ります。(表3-3-2(資料編P323参照))

(2) 農業集落排水施設

農業集落排水事業は、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水を対象とし、農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持、または農村生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を目的としており、農業振興地域内の処理対象人口おおむね1,000人程度に相当する規模以下を単位として実施するものです。但し、1,000人を超える場合でも、所要の協議を経て実施できます。

本事業の実施状況は、表3-3-3(資料編P324参照)のとおりです。

(3) 漁業集落排水施設

漁業集落環境整備事業（漁港漁村総合整備事業）は、漁業集落内の環境を保全するとともに、豊かでうるおいのある漁村の形成のため、集落排水施設（下水道）、水産飲雑用水（上水道）、緑地・広場、集落道等の生活環境施設の整備を行うものです。

漁業集落環境整備事業による集落排水施設の整備は、北浦漁港、川南漁港、市木漁港及び島野浦漁港の4地区で整備を終えており、富士漁港においては平成16年からの供用開始を目指しています。

また、漁港漁村総合整備事業においても、夫婦浦漁港（夫婦浦地区）が平成12年度より供用を行っています。

表3-3-4 集落排水施設整備実施地区（漁業集落環境整備事業、漁港漁村総合整備事業）

区分	事業名	地区名	計画 処理人口	施設概要	着工 年度	完成 年度
完了 地区	集落	北浦漁港 （宮野浦地区）	1,060	集落排水 3,900m 処理場	S61	H 1
	集落	川南漁港 （通浜地区）	1,800	集落排水 485m 処理場	S63	H 4
	集落	市木漁港 （築島地区）	220	集落排水 485m 処理場	H 9	H11
	総合	夫婦浦漁港 （夫婦浦地区）	150	集落排水 1,404m 処理場	H 8	H11
	集落	島野浦漁港 （島野浦地区）	1,980	集落排水10,072m 処理場	H 7	H13
整備中 の地区	集落	富士漁港 （富士地区）	600	集落排水 3,250m 処理場	H10	(予定) H15

事業名欄の「集落」は漁業集落環境整備事業、「総合」は漁港漁村総合整備事業です。

(4) 合併処理浄化槽

ア 合併処理浄化槽の整備

合併処理浄化槽は、家屋の新築時などに比較的容易に設置することができ、家屋が散在している地域や、公共下水道などの整備が当分の間見込めない地域で重要な役割を果たすものです。

このため、県では、合併処理浄化槽の普及促進を図るため、平成元年度から市町村が実施する合併処理浄化槽の設置補助事業に対し助成を行っており、平成5年度からは県内全市町村でこの事業に取り組んでいます。

この事業による合併処理浄化槽の設置状況は、表3-3-5（資料編P325参照）のとおりです。

また、平成13年度末現在で設置されている浄化槽全体における合併処理浄化槽の占める割合は24.5%となっており、平成2年度からの推移は、表3-3-7のとおりです。

平成12年6月に浄化槽法が改正され、平成13年4月からは原則として合併処理浄化槽の設置が義務づけられたことから、今後ますます、合併処理浄化槽の設置促進が期待されます。

イ 浄化槽維持管理体制の整備

浄化槽の維持管理は、個々の浄化槽管理者の義務となっており、また、設置基数が非常に多いことから、維持管理を確実にするためには、適正な維持管理体制の整備が必要です。

このため、県では、平成9年度に県内の浄化槽を管理するシステムを構築し、また、関係機関・団体と一体となって、法定検査の受検率向上のための対策をはじめ、維持管理体制の整備に努めています。

特に、法定検査は、保守点検、清掃が適正に行われ、浄化槽が正しく機能しているかを判定するもので、適正な維持管理を確保する上で重要であることから、浄化槽の設置時に実施する7条検査については、検査手数料を前納することとし、浄化槽管理者へ受検指導を行っています。これにより、（財）宮崎県環境科学協会による法定検査の実施率は増加の傾向にあります（表3-3-8）。

平成11年度からは、各保健所ごとに浄化槽の新規設置者を対象に維持管理・法定検査等について啓発を行う浄化槽設置者講習会を、保健所・（社）宮崎県浄化槽協会・（財）宮崎県環境科学協会の合同で実施しています。

(5) コミュニティ・プラント

住宅団地等におけるし尿、雑排水を合併処理するコミュニティ・プラントが3施設整備されています（表3-3-9）。

表3-3-9 コミュニティ・プラント

（平成14年4月現在稼働中のもの）

事業主体名	処理能力 (人/日)	処理方式	竣工年月	施設の所在地
佐土原町	3,000	長時間ばっ気	51. 3	宮崎郡佐土原町大字下田島21508
〃	2,568	〃	56. 6	〃
計	5,768			

表 3 - 3 - 6 合併処理浄化槽新設率の推移

区 分	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
単独処理 浄化槽	4,514 92.9%	4,721 90.3%	4,752 83.5%	5,324 75.9%	4,949 68.4%	4,367 62.3%	3,878 56.8%	2,734 50.6%	2,315 43.5%	1,452 26.3%	672 13.3%	0 0.0%
合併処理 浄化槽	347 7.1%	510 9.7%	936 16.5%	1,686 24.1%	2,286 31.6%	2,648 37.7%	2,946 43.2%	2,669 49.4%	3,012 56.5%	4,060 73.7%	4,395 86.7%	4,379 100.0%
合 計	4,861 100%	5,231 100%	5,688 100%	7,010 100%	7,235 100%	7,015 100%	6,824 100%	5,403 100%	5,327 100%	5,512 100%	5,067 100%	4,379 100%

表 3 - 3 - 7 浄化槽の設置基数（累計）の推移

区 分	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
単独処理 浄化槽	77,303 97.8%	80,105 97.2%	82,739 96.3%	86,054 94.7%	88,020 92.5%	89,692 90.2%	97,771 90.7%	100,830 87.5%	101,915 85.4%	101,162 82.3%	99,737 78.9%	95,007 75.5%
合併処理 浄化槽	1,776 2.2%	2,266 2.8%	3,166 3.7%	4,841 5.3%	7,105 7.5%	9,740 9.8%	10,045 9.3%	14,373 12.5%	17,394 14.6%	21,799 17.7%	26,705 21.1%	30,895 24.5%
合 計	79,079 100%	82,371 100%	85,905 100%	90,895 100%	95,125 100%	99,432 100%	107,816 100%	115,203 100%	119,309 100%	122,961 100%	126,442 100%	125,902 100%

表 3 - 3 - 8 浄化槽法定検査実施率の推移

区 分	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
7条検査	285 5.6%	264 5.4%	204 3.9%	65 1.1%	543 7.7%	1,135 15.7%	1,671 23.8%	1,875 27.5%	1,791 33.1%	4,240 79.6%	4,616 83.7%	4,633 91.4%
11条検査	2,559 3.4%	2,583 3.3%	2,763 3.4%	2,739 3.2%	2,866 3.3%	2,958 3.3%	3,442 3.6%	3,659 3.7%	3,968 3.7%	4,746 4.1%	6,490 5.4%	7,375 6.0%

3 生活排水適正処理啓発の推進

(1) 県民啓発推進事業

河川浄化の推進を図るため、生活排水が河川汚濁の大きな原因であること、家庭や地域での取組が大切であることを広く県民に周知するために、平成5年度からテレビスポット広告(15秒CM)を制作し、地元民放テレビ局で放映しています。

表3 - 3 - 10 テレビによる啓発広告の実施状況

年 度	広告タイトル	放映回数	放 映 期 間
平成5年度	水に流せない話	93回	8月28日～9月27日
平成6年度	めだかの学校	85回	8月1日～8月31日
平成7年度	まんてんママ	85回	8月1日～8月31日
平成8年度	カッパのお願い	85回	8月1日～8月31日
平成9年度	問題です	86回	8月1日～9月20日
平成10年度	斎藤慶子のメッセージ	87回	9月1日～11月7日
平成11年度	河川サミット	190回	9月1日～11月13日
平成12年度	斎藤慶子のメッセージ	200回	6月1日～11月11日
平成13年度	井上康生のきれいに1本	195回	6月1日～11月10日

(2) 生活排水対策啓発推進事業

生活排水対策を推進するため、平成5年4月に「宮崎県生活排水対策啓発推進事業補助金交付要綱」を定め、生活排水対策啓発事業を実施する市町村に対し、平成5年度からその経費の一部を助成しています。

表3-3-11 生活排水対策啓発推進事業の実施状況

年 度	実 施 市 町 村	事 業 の 主 な 内 容
平成5年度	都城市、延岡市、三股町、高原町、高岡町 高千穂町	大淀川サミット ・大淀川流域市町村が共同で毎年7月7日に実施
平成6年度	宮崎市、都城市、延岡市、日南市、串間市 三股町、高原町、綾 町、木城町、川南町 高千穂町	生活排水対策モデル地区 事業 ・地区を指定し、アンケート、 水質調査、学習会等を実施
平成7年度	宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市 日向市、北郷町、三股町、高崎町、高原町 野尻町、木城町、高千穂町	河川浄化関連イベント ・生活排水対策関連用品の配 布、啓発チラシの配布、パネ ルの展示等
平成8年度	宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市 北郷町、南郷町、三股町、高崎町、野尻町 綾 町、木城町、北川町、高千穂町	生活排水対策地域リーダー 育成事業
平成9年度	宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市 北郷町、南郷町、三股町、野尻町、綾 町 川南町、北方町、北川町、高千穂町	合併処理浄化槽の普及啓発 事業 河川浄化街頭キャンペーン 河川清掃活動
平成10年度	宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市 三股町、高崎町、高原町、野尻町、川南町 門川町、北川町、高千穂町	河川パトロール 河川浄化ポスターコンク ール 水生生物調査
平成11年度	宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市 三股町、高崎町、高原町、野尻町、川南町 門川町、西郷村、北方町、高千穂町	廃油石けんづくり
平成12年度	宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市 三股町、山田町、高崎町、高原町、野尻町 川南町、門川町	
平成13年度	宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市 佐土原町、三股町、山之口町、山田町 高崎町、高原町、野尻町、川南町、門川町	

第2節 その他の河川浄化対策

1 河川浄化対策の広域的な取組

国、県、市町村による広域的な水質保全対策を推進するため、各種の協議会等が設置されています。

表3 - 3 - 12 広域的な水質保全対策協議会等

名 称	事 務 局
大淀川サミット実行委員会	宮崎市・都城市で1年交代
大淀川水系水質汚濁防止対策連絡協議会	国土交通省宮崎工事事務所
小丸川水系水質汚濁防止対策連絡協議会	国土交通省宮崎工事事務所
五ヶ瀬川水系水質汚濁防止連絡協議会	国土交通省延岡工事事務所
川内川水系水質汚濁対策連絡協議会	国土交通省川内川工事事務所
五十鈴川水系環境保全対策協議会	門川町
耳川水系汚濁防止協議会	日向市
一ツ瀬川水系河川をきれいにする連絡協議会	西都市
小林地区大淀川水系河川愛護対策協議会	小林市
石崎川浄化推進対策連絡会議	佐土原町
清武川水系汚濁防止協議会	清武町

2 水生生物調査

河川に生息する水生生物を指標とした水質調査は、一般市民も参加でき、広く水質浄化意識の啓発を図る上で重要なことから、昭和60年度から実施しています。

平成13年度は、72団体（1,566名）の参加により53河川168地点において調査を実施し、その結果は表3-3-13のとおりでした。

表3-3-13 水生生物調査結果（平成13年度）

水系名	地点	水質階級*				備考
		1	2	3	4	
大淀川	32	27	5			
五ヶ瀬川	37	37				
小丸川	4	4				
川内川	1	1				
五十鈴川	3	3				
耳川	11	11				
名貫川	5	5				
平田川	5	2	3			
一ツ瀬川	28	26	2			
石崎川	1	1				
清武川	18	10	8			
加江田川	2	2				
宮浦川	2	2				
広渡川	7	7				
細田川	3	2	1			
渦上川	1		1			
福島川	8	8				
計	168	148	20			

* 水質階級 :きれいな水 :少しきたない水 :きたない水 :大変きたない水

3 小規模事業場等対策の推進

河川汚濁の原因の一つとされている排水規制のかからない小規模事業所（食品関係営業、豆腐製造業、鮮魚店、養牛・養豚・養鶏農家）に対し、パンフレット等により、排出水の適正な処理の指導及び啓発を行っています。

4 多自然型川づくりの推進

河川改修については、自然との共生を目指した「多自然型川づくり」を進めているところです。多自然型の川づくりでは、治水上の安全を確保するとともに、川とその周辺をとりまく自然環境に配慮した工事を行なっています。たとえば、瀬と淵を出来るだけ保全したり、植生が回復可能な工法を積極的に採用しています。

自然豊かで魅力ある川づくりを推進することにより、川が本来有している浄化機能を保全するとともに、地域住民の河川浄化意識の啓発にもつながります。